

平塚市の国民保護

平 塚 市

目 次

1 はじめに	1
1 国民保護法とは	
2 国民保護措置とは	
2 平塚市の国民保護	1
1 平塚市国民保護計画	
2 平塚市国民保護計画の基本方針	
3 平塚市国民保護計画が想定する事態	
4 平塚市が行う国民保護措置	
5 武力攻撃が発生した場合の対処	
6 武力攻撃災害への対処	
7 武力攻撃災害の復旧	
8 国民の協力と基本的人権の尊重	
3 武力攻撃事態への備え	7
1 万一の場合の備え	
2 身の安全を守るために	
3 事態別の対処方法	
4 市民の皆さまへのお願い	11

1 はじめに

1 国民保護法とは

複雑化する国際情勢や国際的なテロ活動の活発化を受け、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が施行されました。これは、我が国に対する外部からの武力攻撃や緊急に対処する必要のある国内で発生したテロ行為等から国民の生命、身体、財産を守るための法律です。

このパンフレットは、平塚市国民保護計画の概要と武力攻撃等が発生した場合の市民の皆さまの行動基準などについてポイントをまとめたものです。

2 国民保護措置とは

国民保護法の規定による国民の生命、身体、財産を守るための措置を国民保護措置といいます。国民保護措置の内容は、国の機関、都道府県、市町村等が作成する国民保護計画、運送業者や通信事業者等(指定公共機関や指定地方公共機関)が作成する国民保護業務計画に定められ、有事の際には相互の連携のもとで進められることとなっています。

2 平塚市の国民保護

1 平塚市国民保護計画

平塚市では、平成18年3月の神奈川県国民保護計画の完成を受け、平成19年4月1日に平塚市国民保護計画を公表いたしました。この計画は、以下のとおりで構成され、平塚市が国民保護措置を実施する際の基本的な事項について定めています。

第1編 総論

計画の位置付けや基本方針、平塚市の地理的特徴など

第2編 平素からの備えや予防

平素における市の体制、関係機関との相互連携など

第3編 武力攻撃事態への対処

武力攻撃災害時の対応について

第4編 復旧等

復旧や費用の支弁など

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処について

2 平塚市国民保護計画の基本方針

平塚市国民保護計画では、以下の8つの基本方針を掲げています。

1 基本的人権の尊重

平塚市は、国民保護措置の実施に当たって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、それに制限を加える場合にあっては、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行います。

2 国民の権利利益の迅速な救済

平塚市は、国民の権利利益の救済のための手続をできる限り迅速に処理するよう努めます。

3 国民に対する情報提供

平塚市は、武力攻撃事態等において、国民に対し正確な情報を適時かつ適切な方法で提供します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

平塚市は、国民保護措置の迅速な実施のために国や県、関係機関と平素からの連携体制を整備します。

5 国民の協力

平塚市は、国民保護の実施のために必要があるときは、国民に対して必要な援助を求めます。

6 要配慮者(※1)への配慮及び国際人道法(※2)の的確な実施

平塚市は、国民保護措置の実施に当たって、要配慮者への適切な配慮をします。また、国際的な武力紛争時に適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

※1 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方

※2 ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

平塚市は、指定公共機関等が実施する国民保護措置に関して、その自主性を尊重します。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

平塚市は、国民保護措置に従事する者、要請に応じて国民保護措置に協力する方に対して、安全の確保に十分な配慮をします。

3 平塚市国民保護計画が想定する事態

平塚市国民保護計画では、武力攻撃事態と緊急対処事態の2つの事態を想定しています。それぞれの事態については、以下のとおりです。

武力攻撃事態

- 武力攻撃** 我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。
- 武力攻撃事態等** 武力攻撃が発生、または発生する明白な危険が迫っている事態を武力攻撃事態、発生が予測される事態を武力攻撃予測事態、この2つをあわせて武力攻撃事態等といいます。
- 武力攻撃災害** 武力攻撃により発生した人的、物的災害をいいます。

【武力攻撃事態の発生類型】

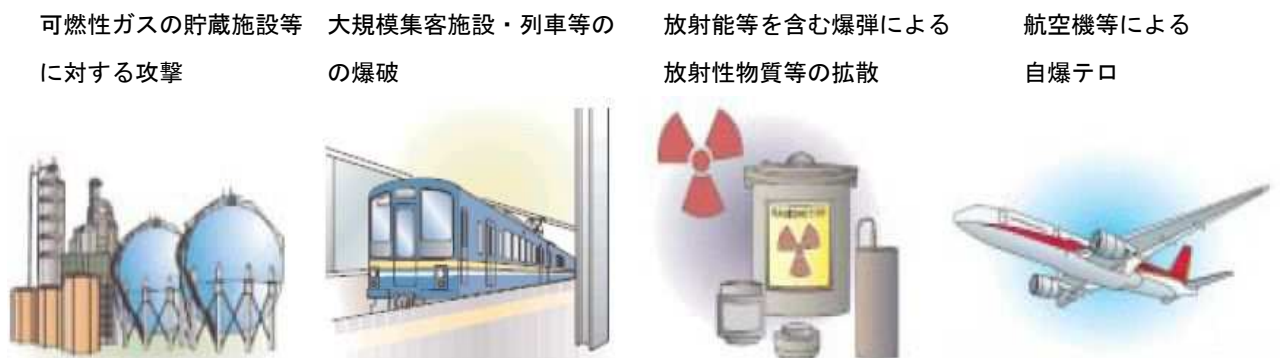


緊急対処事態

いわゆる大規模テロなどにより、武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生、または発生する明白な危険が迫っている事態をいいます。

緊急対処事態への対処については、後述する武力攻撃事態への対処に準じて行われます。

【緊急対処事態の発生類型】



4 平塚市が行う国民保護措置

平塚市が行う国民保護措置には、次に掲げる3つの柱があります。平塚市は、この3つの柱について、県や関係機関と連携しながら国民保護措置を実施します。

避難

平塚市は、県から避難指示が通知された場合には、避難実施要領を策定し、住民または市内に滞在する方に対し避難誘導を行い、その安全を確保します。



救援

平塚市は、救援を必要とする住民または市内に滞在する方に対し、以下のような救援措置や安否情報の収集・提供を実施します。避難生活などに必要な物資や食料等は、地震災害における備蓄品を兼用します。

避難所の設置



医療の提供



食品や生活必需品の供給



安否情報の提供



被害の最小化

平塚市は、武力攻撃災害時の被害を最小化・局限化するために、警戒区域の設定や退避の指示、また、消防機関による消火活動や救助救急活動等を実施し、武力攻撃災害の防除、軽減を図ります。

警戒区域の設定と
区域内への立入制限



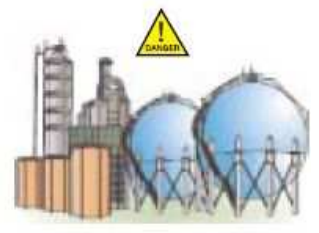
消火・救急・救助活動



生活関連等施設（鉄道施設や
電気・ガス関連施設等）の
安全確保



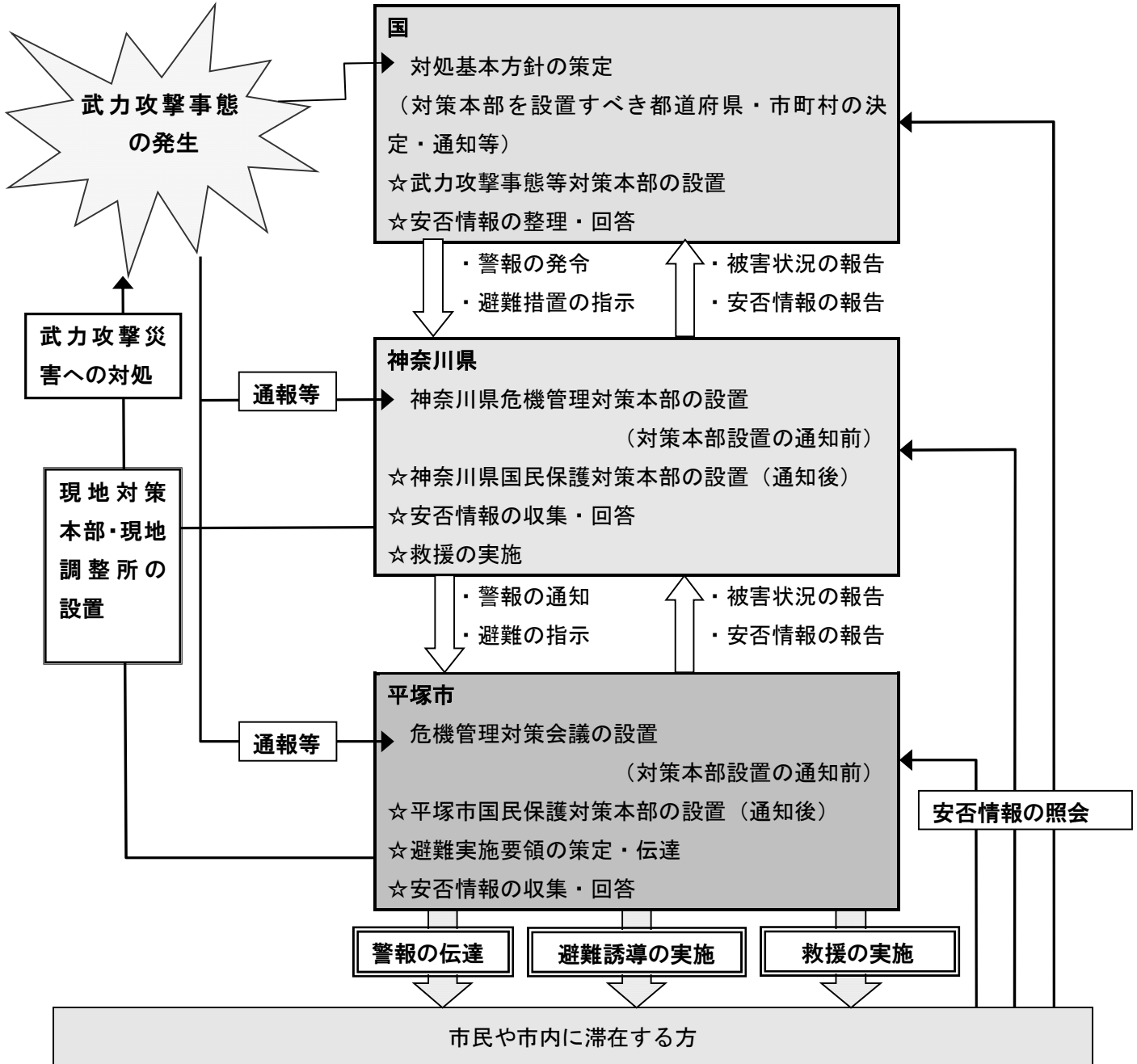
危険物、毒物、高圧ガス等の取扱所での製造等の禁止・制限など



5 武力攻撃事態が発生した場合の対処

武力攻撃事態が発生した場合には、国・県・市が一体となり、以下のとおり対処します。

【武力攻撃事態への対処の流れ】



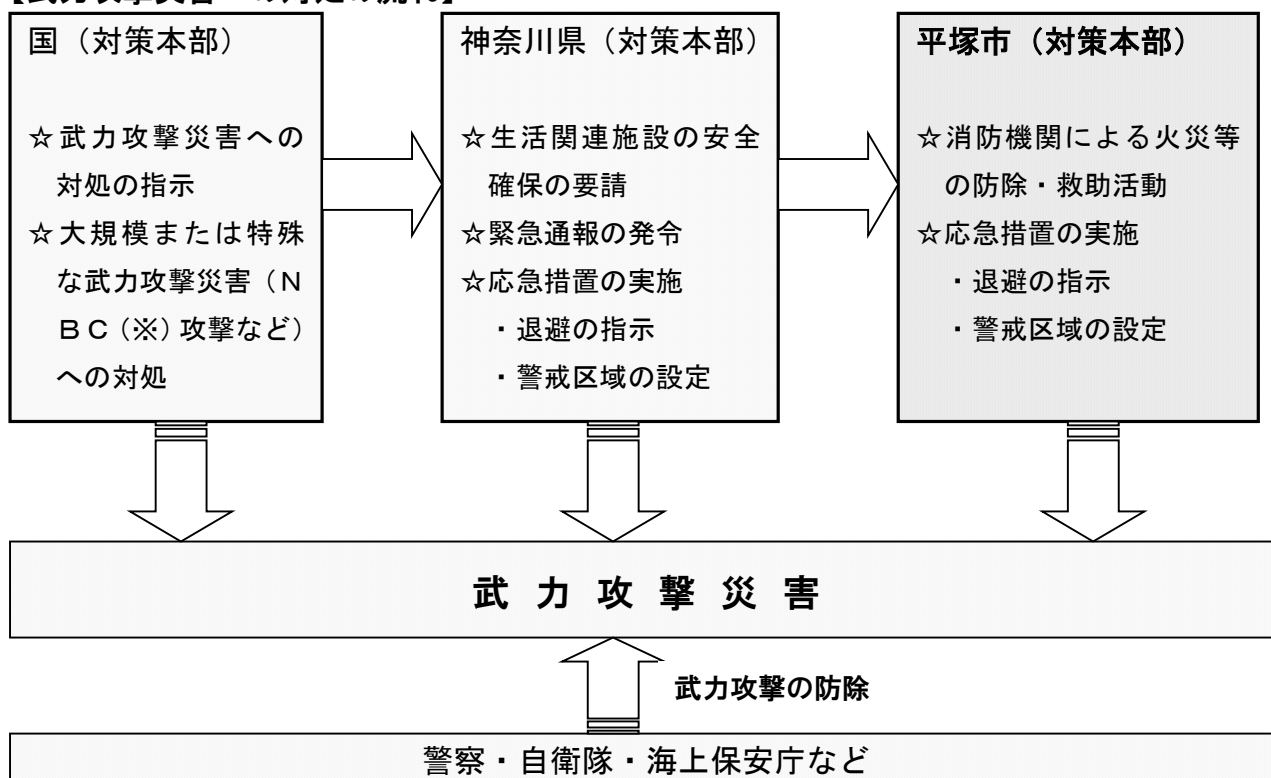
☆上記のほか、自衛隊や警察等とも連携しながら国民保護措置を実施します。

6 武力攻撃災害への対処

市内に発生した武力攻撃事態や緊急対処事態により災害が発生した場合、市は、以下のとおり国・県と連携しながら、発生した武力攻撃災害に対処します。

武力攻撃災害への対処は、国民保護措置の3つの柱と並行して行われます。

【武力攻撃災害への対処の流れ】



※核兵器・生物兵器・化学兵器

7 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃による災害が沈静化し、新たな武力攻撃の恐れがなくなった場合、平塚市は、被害のあった公共施設や管理するインフラ設備について応急復旧を行います。その後、国により所要の法制が整備され、特に大規模な災害の場合には本格的な復旧に向けて国が示す方針に従って、県と連携しながら本格的な復旧を実施します。

8 国民の協力と基本的人権の尊重

国民保護法には国民の協力について定められており、自主防災組織を始めとする市民の皆さまに避難誘導や救援の実施等でご協力を求める場合があります。その際の協力については、市民の自発的な意思に委ねられており強制にわたる事はありません。

また、平塚市国民保護計画の基本方針（3P参照）にも掲げられているように、国民保護措置の実施に当たっては、国民の自由と権利を最大限尊重し、万が一、国民の自由と権利に制限が加えられる場合（以下参照）であっても、その制限は必要最小限でなくてはならないことが規定されています。

☆国民保護措置の実施により国民の自由と権利に制限が加えられる場合の主な例

- ①危険物等の取扱いに関する保管・廃棄命令等
- ②NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃等による汚染物件等についての移動・使用等の制限
- ③国民保護措置の実施のために必要な土地の使用、物資の売渡しや保管命令等

3 武力攻撃事態への備え

1 万一の場合の備え

自然災害の場合と同様、万一の場合に備えて、以下のような準備をしておいてください。

避難する時の持ち出し品

- 飲料水
- 食品(缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金、パスポート、運転免許証など)
- 救急用品(常備薬、三角巾、包帯、ガーゼ、ばんそうこう、体温計、消毒液、はさみ、ピンセット、安全ピンなど)
- 軍手(厚手の手袋)
- 懐中電灯
- 衣類(セーター、ジャンパー類)、下着
- 携帯ラジオ(小型のもの)、予備の電池
- マッチ、ろうそく(水にぬれないようビニールでくるむ)
- 使い捨てカイロ
- ウエットティッシュ
- 筆記用具
- 乳幼児のいる場合はミルク、ほ乳びん、おむつ等も

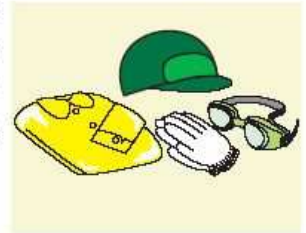


数日間自活するための備蓄品

- 飲料水(大人一人当たり一日3リットルが目安)
- ごはん(水やお湯で戻して食べられるアルファ米が便利)
- 缶詰、レトルト食品、ビスケット、板チョコなど、そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるもの
- 下着 2~3組
- 衣類 スウェット上下、セーター、フリースなど

さらに…

- ・新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので備えておきましょう。
- ・攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合は、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用して避難することが必要になる場合がありますので、これらについても備えておきましょう。



2 身の安全を守るために

警報が発令された場合には

- 屋内にいる場合
 - ・ドアや窓を全て閉めてください。
 - ・ガス、水道、換気扇を止めてください。
 - ・ドア・壁・窓ガラスから離れて座ってください。
- 屋外にいる場合
 - ・近くの堅ろうな建物や地下街など屋内に避難してください。
- 自動車を運転中の場合
 - ・できる限り道路以外の場所に車を止めて避難してください。(緊急車両等の通路となる場合があります。)

情報収集

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



- ・やむを得ず道路に車を置いて避難する場合は、道路の左側にキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げにならないようにしてください。

避難の指示が出された場合には

○自宅から避難所に避難する場合

- ・ガスの元栓を閉め、冷蔵庫以外の電気のコンセントを抜いてください。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用してください。
- ・パスポートや運転免許証などの身分を証明できるものを携帯してください。
- ・家の閉締まりをしてください。
- ・近所の人に声をかけてください。

警報がない場合でも

○身の周りで急な爆発が起きた場合

- ・姿勢を低くして身の安全を守ってください。
- ・爆発が起こった建物などから速やかに離れてください。
- ・警察や消防の指示に従い、落ち着いて行動してください。
- ・テレビやラジオ等で、行政機関からの情報収集に努めてください。



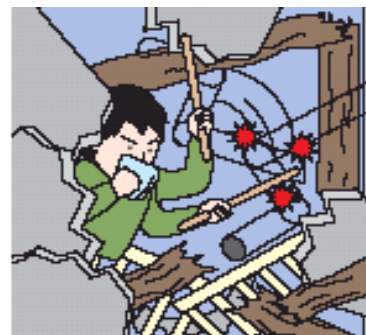
○火災が発生した場合

- ・できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出てください。
- ・口と鼻をハンカチ等で覆いながら行動してください。



○がれきに閉じ込められた場合

- ・ライターやマッチ等は使用しないでください。
- ・動き回って粉じんを巻き上げないようにしてください。
- ・口と鼻をハンカチ等で覆ってください。
- ・自分の場所を回りに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- ・粉じん等を吸い込んでしまう可能性があるため、大声をあげるのは最後の手段にしてください。



3 事態別の対処方法

ゲリラや特殊部隊による攻撃

攻撃の特徴

- ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的です。
しかし、危険物や高圧ガスの貯蔵施設など、攻撃目標とされた施設の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。

対処方法

- ・突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初はいったん屋内に避難してください。その後状況に応じて行政機関からの指示に従い、適切に避難してください。

化学剤・生物剤による攻撃

○化学剤

- ・神経剤・びらん剤・血液剤・窒息剤などに分類されます。

○生物剤

- ・人や動物を殺傷したり、植物を枯らすことを目的とした細菌やウイルスなどの微生物、あるいは動植物などが作り出す毒素などが例としてあげられます。

攻撃の特徴

- ・触れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品への混入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。
- ・生物剤は発症までに潜伏期間があり、その間に感染が広がるおそれがあります。

対処方法

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆いながら、その場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等に避難してください。
- ・屋内にいる場合は、窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動してください。
- ・汚染された服、時計、コンタクトレンズ等は速やかに処分してください。
- ・汚染された服、特に頭からかぶる服を脱ぐ時は、露出している肌に触れないようはさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉してください。
- ・行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けてください。治療は一刻を争います。
- ・飲食物等の状況が怪しいと感じたらすぐに周囲に知らせ、警察、消防に連絡して下さい。
- ・安全が確認されるまでは、汚染の疑いのある飲食物の摂取は避けてください。

弾道ミサイルによる攻撃

攻撃の特徴

- ・発射前に着弾地域を断定することは極めて困難であり、かつ、短時間での着弾が予想されます。
- ・弾頭の種類（通常弾頭やNBC弾頭など）を着弾前に特定するのが困難です。
- ・弾頭の種類に応じて被害の状況や対応が異なります。

対処方法

- ・攻撃当初は屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い、避難してください。
- ・屋内に避難するときは、なるべく堅ろうな建物や地下街などに避難してください。

核物質による攻撃

攻撃の特徴

- ・核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる殺傷、建物の破壊などであり、その後、放射能汚染による被害が生じます。
- ・放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボムと呼ばれます）による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じませんが、爆発による被害と放射能汚染による被害をもたらします。

対処方法

（爆発時）

- ・閃光や火球が発生した場合には、失明のおそれがあるので、見ないでください。
- ・とっさに遮へい物の陰に身を隠すか、溝や窪地に伏せください。

（避難）

- ・近隣の建物に避難してください。地下施設やコンクリート建物であればより安全です。
- ・上着を頭からかぶり、口と鼻をハンカチ等で覆うなどして皮膚の露出をなるべく少なくし、爆発地点からなるべく遠くに離れてください。その際、風下を避けて、なるべく風向きと直角になる方向に避難してください。
- ・室内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動してください。
- ・室内に地下施設があれば地下に移動してください。
- ・屋外から室内に戻ってきた場合は、汚染物質を体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋に密閉してください。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗ってください。
- ・被ばくや汚染のおそれがあるため、自覚症状がなくても行政機関の指示等に従い、医師の診断を受けてください。
- ・安全が確認されるまでは、汚染の疑いのある飲食物の摂取は避けてください。

4 市民の皆さまへのお願い

国民保護措置の実施には市民の皆さまのご協力が必要です。

- ・不審者や不審物等を見つけた場合は、速やかに警察や消防に通報をお願いします。
- ・非常持ち出し品の常備や、市や県が行う訓練に参加するなど日ごろからの備えを行ってください。

住民の皆さんへのお願い

- ・避難をする時は、自分の安全を確保できる範囲でお年寄りや障害を持った方などをたすけてください。
- ・避難先では、県や市町村が行う 飲食料等の提供作業などにご協力をお願いします。



事業者の皆さんへのお願い

- ・普段から施設の危機管理の強化に努めてください。
- ・警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の人々への情報の伝達、避難誘導を行ってください。
- ・屋内避難が必要になった場合は、施設内への緊急避難にご協力ください。



さらに詳しいことについては…

平塚市国民保護計画については…

- ・平塚市内公民館、各図書館等で閲覧することができます。
- ・平塚市ホームページ(<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp>)でも内容をご覧になれます。

国民保護の仕組みについては…

- ・国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>
- ・神奈川県国民保護 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7115/>

国民保護についてのお問合せは…

平塚市危機管理課

電話 0463-23-1111

ファクス 0463-21-1525

平 塚 市 の 国 民 保 護

令和元年12月

編集発行 平塚市危機管理課
〒254-8686
平塚市浅間町9番1号
電話 0463-23-1111